

官民データ活用推進基本法の制定と個人情報保護法制への影響

板倉陽一郎^{†1} 寺田麻佑^{‡2}

第192回国会（臨時会）において、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が成立した。IT基本法およびサイバーセキュリティ基本法と相まって政府のIT戦略の骨格を形成しようとするものであるとともに、改正行政機関個人情報保護法等と協働してオープンデータ政策を進めようとするものである。同法は超党派議連による議員立法であったため、制定過程が詳らかにはされていないところ、本発表では可能な限り制定過程を明らかにするとともに、同法及びこれに基づく政策の個人情報保護法制への影響を分析する。

Establishment of Basic Act for Promotion of Public and Private Data Utilization and Its Impact on the Legal System of Personal Information Protection

YOICHIRO ITAKURA^{†1} MAYU TERADA^{‡2}

At the 192nd Diet (Extraordinary Session), the Basic Act for Promotion of Utilization of Public and Private Data (Law No. 103, Heisei 28) was enacted. It would form the framework of the Japanese government's IT strategy together with the IT Basic Act and the Cyber Security Basic Act, at the same time, it would intend to advance the open data policy in cooperation with the revised Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs etc. Since This Act was a bill sponsored by a cross-party group of lawmakers, the enactment process is not revealed in detail. However, in this paper, the enactment process will be clarified as much as possible and the impact of the act and the policies based on the act over the legal system of personal information protection will be analyzed as well.

1. 官民データ活用推進基本法の制定

1.1 第192回国会（臨時会）における官民データ活用推進基本法の成立

第192回国会（臨時会）において、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号、以下、「官民データ法」又は単に「法」という。）が成立した。超党派の議員立法、しかも衆議院内閣委員長提案の形式を取ったため、平成28年11月25日の衆議院内閣委員会（第7号）において起草（審査省略）、平成28年11月29日の衆議院本会議で可決、参議院に送付され、平成28年12月6日の参議院内閣委員会（第8号）において可決、平成28年12月7日の参議院本会議で可決され、成立した。平成28年12月14日には公布され、直ちに施行されている（法附則1条）。また、同日、法28条に基づき、官民データ活用推進戦略会議令（平成28年政令第376号、以下単に「令」という。なお、令については本論文の末尾に参考として全文を掲げた。）が公布され、直ちに施行されている（令附則）。

法の趣旨は「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データ

活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データ活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他、官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置するもの」とされている[1]。いわゆるオープンデータ政策の柱にもなり得るものであるが、それにもかかわらず、比較的最近のオープンデータに関する論文でも、制定への動きには全く触れられてこなかった[2][3]。内閣提出法案であれば、近年、計画行政の推進や、審議会等の資料の公開により、比較的制定過程が分析しやすい状況にあるが、官民データ法の制定過程は政治主導であったため、比較的見えにくかったのである。

以下、本稿では、官民データ法の制定過程について公開資料を用いて可能な限り分析するとともに、それを踏まえ、個人情報保護法制への影響を論ずる。

1.2 個人情報保護法の改正過程における「利活用」への動き

官民データ法の成立に中心的な役割を果たしたのが、与党自由民主党（自民党）の政務調査会IT戦略特命委員会、中でも委員長の平井たくや衆議院議員である。

官民データ法の萌芽は、IT戦略特命委員会も名を連ねた、自民党政務調査会の『個人情報保護法改正に関する提言』（平成27年2月12日）に見られる。すなわち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）の改正（平成27年法律第65号に係

^{†1} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

^{‡2} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

るもの。以下、個人情報保護法の条文は同法及び平成 28 年法律第 51 号による改正後のものとする。) にあって、以下のような提言がなされた。

1. 個人情報の取得後のオプトアウトによる利用目的の変更は認めないこと。他方、一般的な消費者からみて合理的関連性のあるものとして現行法下でも認められている利用目的の変更の適用について、ビジネス実態や新たなビジネスニーズを踏まえ、柔軟かつ適時に対応できる規定とすること。
2. 個人情報保護委員会の名称を個人情報委員会とすること。
3. 本来の法改正の趣旨を踏まえ、個人情報保護法の目的規定及び新たに設置する第三者委員会(以下、委員会という。)の任務規定に、個人情報の利活用の推進に配慮する旨を明記すること。
4. 個人情報の定義(範囲)の拡大は行わないこと。現状においては、個人情報か否かを明確に線引きすることが困難であり、新たなグレーゾーンと萎縮効果を拡大しかねないものである。他方、個人情報とは言えないものの、メールアドレスや携帯電話番号のように、それ単体が本人の意思に反して提供・流通することにより、個人のプライバシーへの影響が小さくないものがあることから、委員会が規定するこのような情報の第三者提供については(ママ)、取扱事業者が自主ルールを定めるなどの対応とすること。
5. 匿名加工して利用する場合には、委員会への届出によらず、国民が情報を得やすくなるよう、委員会の定める方法により取扱事業者が必要事項を公表すれば足りる旨の規定とすること。
6. 委員会は取扱事業者の業態や事業規模に配慮した指導・助言・監督等を行う旨を規定すること。
7. 委員会の体制については、個人情報の利活用の推進と保護の両面のバランスを取りつつ拡充する必要があることから、政府としてそのような体制構築に向けて努力する旨を規定すること。
8. 個人情報保護の実効性を担保するには、法令の整備のみならず、情報セキュリティ対策を不断に検討、構築する必要があることから、その努力規定を設けること。
9. 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法についても、匿名加工した官民共通の情報を円滑・迅速に利活用し国民の福利向上につなげる観点から、まずは、早期に個人情報保護法を踏まえた改正を行い、委員会が統一的・横断的に指導・助言等を行う体制を構築するべく、附則に明記すること。また、将来的には法律も個人情報保護法一本に集約することを検討するべく、附則に明記すること。
10. 個人情報保護法の各規定については、3 年ごとに見直

しを行う旨を附則に明記すること。

このうち、1.は利用目的変更の柔軟化(ただしオプトアウトによる案は不採用)として(個人情報保護法 15 条 2 項)、4.は個人識別符号の定義(「特定の個人を識別することができる」として(個人情報保護法 2 条 2 項 1 号 2 号))、5.は匿名加工情報に関する公表規定として(個人情報保護法 36 条 3 項)、6., 9.及び 10.は改正法の附則として(平成 27 年法律第 65 号附則 11 条、12 条 1 項、3 項及び 5 項)、それぞれ取り入れられた。

他方で、3.及び 7.については、個人情報保護委員会の委員の構成について、「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者」及び「民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者」が含まれるものとする(個人情報保護法 63 条 4 項、傍線筆者ら。以下同じ。)とされたのみで、それ以上の規定は設けられていない。目的規定(個人情報保護法 1 条)は、「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」から、「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」へと改正されており、有用性と保護のバランスが、「個人情報の有用性」に傾斜したかのように読めなくもないが、新たな産業の創出云々部分は「既に現行法に規定をされております個人情報の有用性、これの具体例としての新たな産業の創出等、これを明示することにしたもの」というのが政府答弁であり[4]、有用性への傾斜を意味しないと考えて良いであろう。任務規定(個人情報保護法 60 条)にも、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」として、同様の文言が入っているが、1 条の解釈と同様に考えてよいであろう。そうすると、3.及び 7.については、政府としては、個

個人情報保護法については保護と有用性のバランスを取っており、そのバランスは変更する必要がない、ということで、それ以上は盛り込まない、という判断をしたものと考えられる。

また、2. (個人情報保護委員会の名称) については、ゼロ回答となっている。これは、法律名が個人情報保護法である以上は、当然であるともいえるが、名は体を表す、ともいえ、自民党政務調査会が求めた、「個人情報の利活用の推進」を個人情報保護委員会の任務とすることは、明確に拒絶されたといえる。

このように、『個人情報保護法改正に関する提言』は、個人情報保護法及び個人情報保護委員会に、「個人情報の利活用の推進」を内容及び任務に盛り込むようにとの動きを見せたのであるが、これに対しては対応されなかった、ということができる。

1.3 デジタル・ニッポン 2015

このような状況について、平井たくや議員は、政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター主催のシンポジウム「サイバー時代の情報戦略と政官民連携～米国の経験をふまえて～」(平成 27 年 2 月 25 日) [5]において、「本来ならば、パーソナルデータの利活用促進法のような法律をつくる必要がある。しかし憲法と個人情報保護法との関係を考えて、容易に実現できるものではない。そんな問題意識で悩みながら、仕事をしているのが現状だ」とコメントしていた。これは、『個人情報保護法改正に関する提言』(平成 27 年 2 月 12 日) から 13 日後に開催されており、1.2 にあるような政府の反応を踏まえてのことであると思われる。つまり、個人情報の利活用の推進、という命題を個人情報保護法制で実現することは、個人情報保護法の改正の段階で否定されたが、「パーソナルデータの利活用促進法のような法律」についても難しい、と思われていたということになる。

平成 27 年 6 月 24 日の自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会の資料には、「デジタル・ニッポン 2015 (案)」が提出されている [6]。ここでは、「データ利活用」という語は登場するが、いわゆる情報銀行や PDS に相当する「認定情報管理機関 (仮称)」の議論の文脈であって、立法をするという内容は盛り込まれていない。他方、平井たくや議員は、「ICPF 情報通信政策フォーラム」(平成 27 年 8 月 20 日)において、フォーラムのウェブサイトによる要約によれば、「今まで各府省が実証実験を重ねてきたが、とりあえずやって、やりっ放しだった。これを反省し、実際に社会で利用され、社会をよくしていくことを目標に IT 政策を集大成して、2015 年版の「デジタル・ニッポン」を発表した。次の臨時国会では、官民データ利活用促進基本法を議員立法で出す予定である。個人情報保護法の中に利活用を書きこんでいるが、むしろ、利活用を主としてその際に個人情報

の保護に努めることを求める法律が必要だと考えたからだ。」との講演を行っている。この際の講演資料は「デジタル・ニッポン 2015」であるから、IT 戦略特命委員会としての提言は超えた内容を発言したということになる。

しかし実際には、「次の臨時国会」(平成 27 年の臨時国会)は開催されず、第 190 回国会 (常会) でも官民データ法が提出されることはなかった。

1.4 官民データ利活用推進基本法 PT 準備会及び PT での検討 (平成 27 年)

平成 27 年 9 月 24 日には、「自民党官民データ利活用推進基本法プロジェクトチーム準備会」が開催されたことが明らかになっている (「マイナちゃんのマイナンバー日記」Facebook アカウント) [7]。もっとも、どのような議論がなされたか、何回開催されたかは公表されていない。福田峰之議員によると、この時期、「官民データ活用推進基本法策定 PT」が立ち上がり、僕は実務を担う事務局長に就任しました。「具体的な内容については、PT で法案をつめて、関係部門会義を召集し、法案審査を行い現場での法案了承は得ました。これで、秋の臨時国会がスタートしたら、自民党内の手続きに従い、政策審議会、総務会に法案をはかり、国会に提出する予定でした。しかし、平成 27 年は、通常国会が大幅に延長されたことにより、臨時国会の召集がなされず、この議員立法は陽の目を見ることはありませんでした。」とされている [8]。

PT 準備会から「策定 PT」となったのか、PT の名称は判然としませんが、とにかく、自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会の下の PT において、議論がなされ、しかしながら、臨時国会の召集がなかったことにより、提出されなかった、ということのようである。

1.5 新経済連盟 (新経連) の提言

この間、新経済連盟 (新経連) から関連する提言がなされている。新経連は、平成 27 年 10 月 30 日の自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会の資料として「IT 利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案」 [9] を提出しており、中でも、「IT 利活用新法」を「推進基本法」として、盛り込むべき項目を上げて具体的に提案している (Figure 1)。

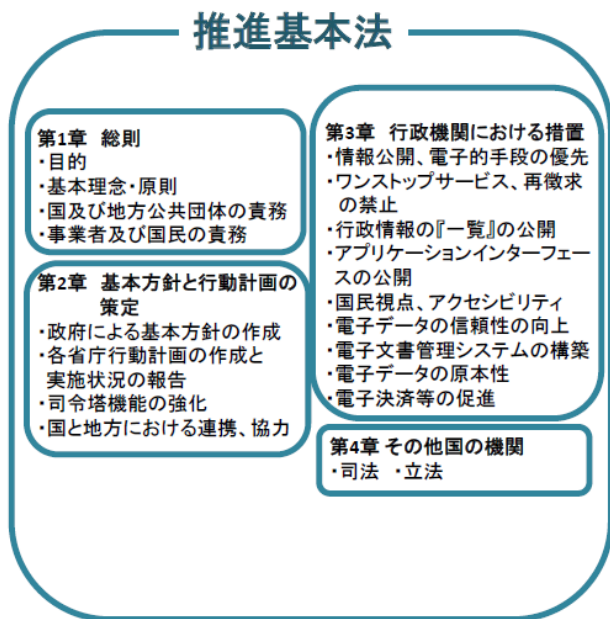


Figure 1 新経連提言による推進基本法の項目

官民「データ」法と「IT」の推進基本法は、若干観点が異なるが、基本方針を作成するという内容や、行政機関においてデジタル・ファーストを原則とするという内容については、それぞれ、官民データ法 8 条（官民データ活用推進計画）及び、10 条（手続における情報通信の技術の利用等）に影響が見られる。

1.6 デジタル・ニッポン 2016

自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会の資料には現れてこないが、平成 28 年 5 月 12 日には、「最新テクノロジーの社会実装による世界最先端 IT 国家の実現に向けた提言 デジタル・ニッポン 2016～まず、やってみよう～」10 が公表されている。ここでは、「04 基本的な考え方」として、「データ流通と利活用促進の制度整備 データ活用推進基本法」との項目が現れている。具体的には、「①「官民データ」の活用に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者の責務を明らかにし、官民データの活用の推進に関する施策の基本的事項を定め、官民データの活用に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、社会課題の解決や新たな産業創出を通じて、国民が安全・安心・快適に暮らすことができるデジタル・ファースト社会の実現に寄与するよう「データ活用推進基本法（仮称）」をはじめとする対策を推進すべき、②改正個人情報保護法に基づく匿名加工制度の利用活性化を推進するとともに、健康医療分野を中心とした重要分野における個人情報の収集手続きの簡素化のための法整備を推進する。また、本人の申請に基づくパーソナルデータのポータビリティ制度に関する企業の責務やそれに伴う負担、社会的必要性等を明らかにしつつ導入に向けて検討を行うべき、③上記の考え方にに基づき、行政個人情報、独立行政法人情報に関する法律改正を行うべき、④ま

た、今後、行われる予定の各地方自治体の個人情報保護条例の改正に、利活用を促す事を政府が行う事を加筆し、条例に基づく個人情報保護委員会の構成員を利活用を前提としたものにすべき」とし、「データの利活用を前提とした新たなイノベーションをスピーディーに生み出すためには、規制制度自体を新たな時代に対応するべく抜本的に見直すことが必要。そのため、データ駆動社会実現に向けた規制制度改革の司令塔機能を新たに構築し、既存の規制制度の総点検を実施した上で必要な規制改革を速やかに実施すべき」として、検討事項を挙げている。

「データ活用推進基本法（仮称）」として挙げられている項目（上記①）の内容は、官民データ法でも相当程度取り入れられている（3 条、4 条ないし 6 条、10 条）。また、附随する図表（Figure2）についても、「官民データ活用推進本部」の語が現れており、官民データ活用推進戦略会議（官民データ法第 4 章、20 条ないし 28 条、なお、令。）に繋がるものといえる。

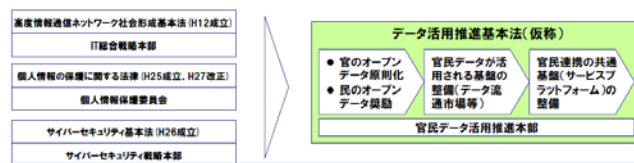


Figure 2 「データ活用推進基本法」についての図表

1.7 官民データ利活用推進基本法 PT での検討(平成 28 年)

福田峰之議員によると、「平成 28 年通常国会がスタートし、法案の処理について PT 幹部で議論した結果、夏には、参議院選挙があり、国会の延長も出来ないで議員提出法案としてではなく、内閣提出法案として対処することになりました。」「残念ながら「官民データ活用基本法」は、省庁間、内閣法制局との調整がつかずに、内閣提出法案として、立ち上がることが出来ませんでした。省庁全てに関わる事、新たなテクノロジー、将来に対する予測を伴うものは、内閣提出法案にはそぐわないということでした。」とされている[8]。PT 自体は、平成 27 年臨時国会での議員立法が一度頓挫した後も、存在していたこと、そして、閣法としては提出できなかったことが分かる。

平井たくや議員が公表するところによると、平成 28 年 5 月 17 日には「官民データ利活用推進基本法 PT」が開催され[11]、「官民データ活用推進基本法案」の位置付け等が公表されている。また、平成 28 年 5 月 27 日の段階で、「官民データ活用推進基本法 PT と内閣部会の合同会議からスタート。前回のご指摘を踏まえた形で条文を修正し、PT 及び部会の上承まで進みました。残りは臨時国会に持ち越しです。」とのコメントがなされており[12]、既に条文形式の官民データ法案が議論されている。

これらの時期は、閣法として検討され、そして再度、議

員立法による提出が決定した時期にあたる。

1.8 日本経済団体連合会（経団連）の提言

デジタル・ニッポン 2016 から時をおかず、経団連は、平成 28 年 7 月 19 日に「データ利活用推進のための環境整備を求める～Society5.0 の実現に向けて」[13]において、「データ利活用推進基本法の制定」を掲げており、その項目は以下のとおりである。

データ利活用推進のための環境整備を求める～Society5.0 の実現に向けて

Ⅲ データ利活用推進に向けた課題・施策

1. 個人情報保護法制の適切な整備（略）
2. データ利活用推進基本法の制定
 - (1) 紙から電子へ
 - (2) データフォーマットの標準化
 - (3) 官民共通識別 ID の拡大
 - (4) 公共データのオープン化
 - (5) 人材育成
 - (6) 新たなデータ流通の仕組み
 - (7) 政府の検討・実施体制の一元化

このうち、「紙から電子へ」については官民データ法 10 条で、「政府の検討・実施体制の一元化」については「データ利活用推進本部（仮）」の設置が提言されているが、官民データ法第 4 章（20 条ないし 28 条）で、それぞれ実現している。

1.9 四党による共同提出

福田峰之議員によると、「平成 28 年 9 月 26 日の臨時国会スタート前に、PT 幹部で相談した結果「官民データ活用基本法」は、もう一度、議員提出法案に戻し、臨時国会での成立を目指すことになりました。自民党の関係部門会議による法案審査は終了しているので、平井たくや委員長から、安倍総理、菅官房長官に、再度説明に行ってもらい、茂木政務調査会長からも予算委員会が発言してもらい、環境は整ってきました。」「10 月 12 日に自民党政策審議会での了承、14 日に自民党総務会での了承を得ました。これで、自民党内の手続きは終了し、この先は、与党である公明党との協議を行い、公明党内での手続きが終われば、与党責任者会議に報告され、国会に提出することになります。何とか、臨時国会で成立させたいと思います。」とのことであった（平成 28 年 10 月 16 日付福田峰之議員ブログ、[8]）。

福田議員が述懐するように、平成 28 年 10 月 14 日頃には、自民党は、公明党、民進党及び日本維新の会に賛同するように呼びかけ[14]、平成 28 年 11 月 1 日、国会に官民

データ活用推進基本法案を提出する方針を固めた[15]と報道されている。その後、成立に至ったのは冒頭紹介したとおりである。

2. 個人情報保護法制への影響

このように、官民データ法の成立過程は、断片的にしか判明せず、その経緯も二転三転している。今まで、論文等で扱われてこなかったのも、道理であろう。

さて、個人情報の利活用の推進、という命題を個人情報保護法制で実現することは、個人情報保護法の改正の段階で否定されていたにも拘らず、官民データ法は成立した。それでは、個人情報保護との関係で、保護と有用性のバランスは利活用に傾いたのか。官民データ法の、個人情報保護法制への法自体の影響及び今後想定される影響を検討することが必要になろう。

2.1 法自体の影響

まず、官民データ法は、「官民データ」の定義を、「この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 13 条第 2 項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 26 条第 1 項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。」としている（法 2 条 1 項）。「電磁的記録」に記録された情報であって、個人情報に該当するか否かは問われていない。

また、法 3 条は、「官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。」とされており、個人情報保護法を挙げて「個人…の権利利益を保護しつつ」との留保が付く。そうすると、官民データ法の存在そのもので、保護と有用性のバランスについて、利活用側に傾けた、ということではできないであろう。法 7 条は「政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」としている。個人情報保護法との関係で、法の例外が必要

であれば、「必要な法制上…の措置」が取られることも予定されており、その場合は、当然であるが、立法過程を経る。やはり、個人情報保護法が想定する保護と有用性のバランスは、官民データ法そのものでは、動かさないよう、慎重な制度設計がなされているといえる。

その現れは、官民データ活用推進戦略会議における、「官民データ活用推進基本計画の案」の作成及び、「個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項」の取扱いに見られる。すなわち、前者に関しては、「あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。」(法 21 条 4 項)とされ、「個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項」については、「個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。」(法 21 条 6 項)とされている。保護と有用性のバランスの維持は、組織規定においても配慮されているとみられる。

2.2 今後想定される影響

このように、官民データ法は、それ自体では、個人情報保護制度のバランスを崩すことには慎重である。他方で、「国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。」とする法 19 条は、いわゆる 2000 個問題の解決を趣旨とするとされている。具体的には、制定過程の審議において、濱村進委員より、「個人情報保護条例というものが各地公体によって定められているわけですが、これがいわゆる 2000 個問題を引き起こしているわけですが。こうしたところを鑑みますと、データの公開において非常に支障があるという状況でございます。「本法案では、法 19 条において、この 2000 個問題をしっかりと解決しなければいけないねということを、国あるいは地方公共団体が協力して進められるように条文を設けさせていただいているところがございます。」と説明されている[16]。法 7 条とあいまって、「法制上の措置」も想定されるところであり、官民データ法が、2000 個問題の解決の足掛かりとなることも想定される。平成 28 年 12 月 8 日には、番号創国推進協議会から、「緊急決議『個人情報保護法制 2000 個問題』について」がなされ、2000 個問題の解決が要請されている。立法過程を踏まえ、法 19 条の具体化を提言するものと考えられる。

3. おわりに

官民データ法の制定過程をみるとともに、個人情報保護法制への影響を検討した。官民データ法そのものは、個人情報保護法性における保護と有用性のバランスを崩そうとはしていないが、必要に応じて、法制上の措置等によって、

利活用を推進する仕掛けが組み込まれている。特に、2000 個問題の解決による、地方公共団体が保有する情報の利活用は、個人情報保護制度に残る大問題の一つであり、これに正面から取り組もうとする立法は、本邦初である。今後の、官民データ法に基づいた積極的な施策が期待される。

参考：官民データ活用推進戦略会議令（平成 28 年政令第 376 号）

内閣は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 28 条の規定に基づき、この政令を制定する。

（官民データ活用推進基本法第 25 条第 2 項第 3 号に掲げる議員の定数等）

第 1 条 官民データ活用推進戦略会議議員（以下この条において「議員」という。）のうち、官民データ活用推進基本法第 25 条第 2 項第 3 号に掲げる議員の定数は、10 人以内とする。

2 前項の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の議員は、再任されることができる。

4 第 1 項の議員は、非常勤とする。

（官民データ活用推進戦略会議の運営）

第 2 条 この政令に定めるもののほか、官民データ活用推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、官民データ活用推進戦略会議議長が官民データ活用推進戦略会議に諮って定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

参考文献

- [1] 第 192 回国会衆議院内閣委員会議録第 7 号 2 頁(平井たくや委員発言)。
- [2] 原田大樹「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」法学教室 432 号 (2016 年) 39-45 頁。
- [3] 庄司昌彦「オープンデータの動向とこれから」情報の科学と技術 65 巻 12 号 (2015 年) 496-502 頁。
- [4] 第 189 回国会衆議院内閣委員会議録第 4 号(山口国務大臣発言)。
- [5] <http://gist.grips.ac.jp/events/2015/02/cyber-intelligence.html>(平成 29 年 1 月 25 日閲覧。以下 URL につき同様)。
- [6] 自由民主党政務調査会 IT 戦略特命委員会「IoT・マイナンバー時代の IT 国家像とパブリック・セーフティに関する提言 デジタル・ニッポン 2015」(平成 27 年 6 月 24 日)。
- [7] <https://www.facebook.com/mynadiary/photos/a.839879212758838.1073741830.835530476527045/897597336987025/?type=3&theater>
- [8] <http://agora-web.jp/archives/2022112.html>
- [9] 新経済連盟電子政府推進 TF「IT 利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案」(平成 27 年 10 月 30 日)。
- [10] 自由民主党政務調査会 IT 戦略特命委員会「最新テクノロジーの社会実装による世界最先端 IT 国家の実現に向けた提言 デジタル・ニッポン 2016～まず、やってみよう～」(平成 28 年 5 月 12

- 日).
- [11] <https://twitter.com/hiratakuchan/status/732730457154936833>
 - [12] <https://www.facebook.com/hiratakuchan/posts/490419224499834>
 - [13] 日本経済団体連合会「データ利活用推進のための環境整備を
求める～Society5.0の実現に向けて」(平成28年7月19日).
 - [14] 日本経済新聞平成28年10月14日夕刊3頁.
 - [15] 産経新聞平成28年11月2日東京朝刊1面.
 - [16] 第192回国会衆議院内閣委員会議録第7号6頁(濱村進委員発
言).